

尾張旭市人・農地プラン検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体（以下「経営体」という。）の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方を記載した人・農地プランについて検討するため、尾張旭市人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）の開催に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 人・農地プランの策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、人・農地プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、次の機関、団体等から選出された者で構成する。

- (1) 尾張旭市農業委員会
- (2) あいち尾東農業協同組合
- (3) 尾張旭市地域農業再生協議会
- (4) 認定農業者
- (5) その他市長が必要と認める機関又は団体

(任期)

第4条 構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 構成員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 検討会に会長、副会長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合に、その職務を代理する。

(検討会)

第6条 検討会は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 検討会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、市民生活部産業課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、
会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月8日から施行する。